これをあらかじめ飽和塩化ナトリウム溶液100mlを入れた300mlの分液漏斗に移す。酢酸エチル及びｎ－ヘキサンの混液（１：４）100mlを用いて上記の減圧濃縮器のナス型フラスコを洗い、洗液を上記の分液漏斗に合わせる。振とう機を用いて５分間激しく振り混ぜた後、静置し、酢酸エチル及びｎ－ヘキサンの層を300mlの三角フラスコに移す。水層に酢酸エチル及びｎ－ヘキサンの混液（１：４）50mlを加え、上記と同様に操作して、酢酸エチル及びｎ－ヘキサンの層を上記の三角フラスコに合わせる。これに適量の無水硫酸ナトリウムを加え、時々振り混ぜながら15分間放置した後、すり合わせ減圧濃縮器中にろ過する。次いでｎ－ヘキサン20mlを用いて三角フラスコを洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗う操作を２回繰り返す。両洗液をその減圧濃縮器中に合わせ、40℃以下で酢酸エチル及びｎ－ヘキサンを除去する。

この残留物にｎ－ヘキサン30mlを加え、100mlの分液漏斗に移す。これにｎ－ヘキサン飽和アセトニトリル30mlを加え、振とう機を用いて５分間激しく振り混ぜた後、静置し、アセトニトリル層をすり合わせ減圧濃縮器中に移す。ｎ－ヘキサン層にｎ－ヘキサン飽和アセトニトリル30mlを加え、上記と同様の操作を２回繰り返し、アセトニトリル層をその減圧濃縮器中に合わせ、40℃以下でアセトニトリルを除去する。この残留物にアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：１）５mlを加えて溶かす。

②　果実、野菜、茶及びホップの場合

果実及び野菜の場合は、検体約１kgを精密に量り、必要に応じ適量の水を量って加え、細切均一化した後、検体20.0ｇに相当する量を量り採る。

茶の場合は、検体5.00ｇを量り採り、水20mlを加え、30分間放置する。

ホップの場合は、検体を粉砕した後、5.00ｇを量り採り、水20mlを加え、30分間放置する。

これにアセトン100mlを加え、３分間細砕した後、ケイソウ土を１cmの厚さに敷いたろ紙を用いてすり合わせ減圧濃縮器中に吸引ろ過する。ろ紙上の残留物を採り、アセトン50mlを加え、３分間細砕した後、上記と同様に操作して、ろ液をその減圧濃縮器に合わせ、40℃以下でアセトンを除去する。

これをあらかじめ飽和塩化ナトリウム溶液100mlを入れた300mlの分液漏斗に移す。酢酸エチル及びｎ－ヘキサンの混液（１：４）100mlを用いて上記の減圧濃縮器のナス型フラスコを洗い、洗液を上記の分液漏斗に合わせる。振とう機を用いて５分間激しく振り混ぜた後、静置し、酢酸エチル及びｎ－ヘキサンの層を300mlの三角フラスコに移す。水層に酢酸エチル及びｎ－ヘキサンの混液（１：４）50mlを加え、上記と同様に操作して、酢酸エチル及びｎ－ヘキサンの層を上記の三角フラスコに合わせる。これに適量の無水硫酸ナトリウムを加え、時々振り混ぜながら15分間放置した後、すり合わせ減圧濃縮器中にろ過する。次いでｎ－ヘキサン20mlを用いて三角フラスコを洗い、その洗液でろ紙上の残留物を洗う操作を２回繰り返す。両洗液をその減圧濃縮器中に合わせ、40℃以下で酢酸エチル及びｎ－ヘキサンを除去する。この残留物にアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：１）５mlを加えて溶かす。

③　筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓並びに魚介類の場合

筋肉、肝臓及び腎臓並びに魚介類の場合は試料20.0ｇ、脂肪の場合は試料5.00ｇを量り採る。

これに0.1mol／１塩酸20mlを加え、細砕した後、アセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：２）100mlを加え、更に細砕した後、毎分3,000回転で５分間遠心分離し、有機層を採る。残留物にｎ－ヘキサン50mlを加え、細砕した後、毎分3,000回転で５分間遠心分離する。得られた有機層を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、ろ液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物をｎ－ヘキサンに溶かし、正確に20mlとする。

④　乳、卵及びはちみつの場合

試料10.0ｇを量り採り、これに0.1mol／１塩酸10mlを加え、細砕した後、アセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：２）100mlを加え、更に細砕した後、毎分3,000回転で５分間遠心分離し、有機層を採る。残留物にｎ－ヘキサン50mlを加え、細砕した後、毎分3,000回転で５分間遠心分離する。得られた有機層を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、ろ液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。乳及び卵の場合は、この残留物をｎ－ヘキサンに溶かし、正確に10mlとする。はちみつの場合は、この残留物をアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：９）に溶かし、正確に５mlとする。

b　精製法

①　穀類、豆類、種実類、果実、野菜、茶及びホップの場合

内径15㎜、長さ300㎜のクロマトグラフ管にカラムクロマトグラフィー用シリカゲル（粒径63～200μm）５ｇをアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：１）に懸濁したもの、次いでその上に無水硫酸ナトリウム約５ｇを入れ、カラムの上端に少量のアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：１）が残る程度までアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：１）を流出させる。このカラムにａ　抽出法で得られた溶液を注入した後、アセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：１）100mlを注入し、溶出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、40℃以下でアセトン及びｎ－ヘキサンを除去する。この残留物にアセトンを加えて溶かし、正確に５mlとして、これを試験溶液とする。

②　筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓、魚介類、乳並びに卵の場合

イ　多孔性ケイソウ土カラムクロマトグラフィー

多孔性ケイソウ土カラム（20ml保持用）にａ　抽出法で得られた溶液から、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓並びに魚介類の場合は正確に10mlを採り、乳及び卵の場合は全量を注入する。このカラムを10分間放置し、更に10分間吸引して大部分の溶媒を除去した後、ｎ－ヘキサン飽和アセトニトリル90mlを注入し、溶出液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物をアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：９）に溶かし、正確に５mlとする。

ロ　トリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲル／エチレンジアミンーＮープロピルシリル化シリカゲル積層カラムクロマトグラフィー

トリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲル／エチレンジアミンーＮープロピルシリル化シリカゲル積層ミニカラム（500mg／500mg）にアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：９）10mlを注入し、流出液は捨てる。このカラムにイで得られた溶液から正確に２mlを採って注入し、更にアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：９）10mlを注入して、全溶出液を採り、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物をアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：９）に溶かし、正確に４ml（脂肪の場合は１ml）としたものを試験溶液とする。

③　はちみつの場合

トリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲル／エチレンジアミンーＮープロピルシリル化シリカゲル積層ミニカラム（500mg／500mg）にアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：９）10mlを注入し、流出液は捨てる。このカラムにａ　抽出法で得られた溶液から正確に２mlを採って注入し、更にアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：９）10mlを注入して、全溶出液を採り、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物をアセトン及びｎ－ヘキサンの混液（１：９）に溶かし、正確に４mlとしたものを試験溶液とする。